

FAQ 一覧

2024年2月21日 現在

【公募要領 p.7, 2.2.3 採択条件 B)】

Q: デジタルヘルスケアサービスがすでに実用化され、つまり、既に上市され、かつ利用実績があり、臨床試験によって一定の有用性が検証されていること。

とありますが、ここでいう「臨床試験」は、倫理審査委員会の承認を受け UMIN にも事前登録した RCT のようなレベルのものをさしていますでしょうか？

A: 「臨床試験」のレベルは RCT に限定するものではなく、そのレベル感に関しては提案者でご判断下さい。

【公募要領 p.7, 2.2.3 採択条件 C)】

Q: 研究主体＝研究開発代表者と解釈する場合、大学はサービス提供事業者ではないため、上記の採択条件を満たさず、研究主体＝研究開発代表者としての応募資格は無い者と解釈してよいか

A: ご理解の通りです。

Q: アカデミアが参画することより、学校教育法に基づく大学に所属している研究者は、研究開発分担者としての参加資格は有る者と解釈してよいか。

A: ご理解の通りです。

Q: 「サービス提供事業者」に大学は含まれないかと思いますが、附属病院は含めてもよいのでしょうか。

A: 上記はご理解の通りですが、公募要領 第2章の目的等を熟読し、公募趣旨をご理解のうえ、ご判断下さい。

Q: 研究主体はサービス提供事業者とし、将来的な支払者（自治体、企業、保険者等、図1に示した支払者）、アカデミアが参画したコンソーシアムによる研究体制であること。

との記載がございますが、サービス提供事業者（企業）が分担となり、大学が代表者として申請することは当該条件に該当致しますでしょうか？

A: 上記採択条件【公募要領 p.7, 2.2.3 採択条件 C)】に関しては

「研究主体（研究代表者）はサービス提供事業者（企業等）で、将来的な支払者（自治体、企業、保険者等、図1に示した支払者）、アカデミア（大学等）が参画したコンソーシアムによる研究体制であること」と読み替えて下さい。

【その他】

Q: AMED 継続プロジェクトの研究代表者をアドバイザー（指導・助言など）として参加しては NG ですか。

A: NG ではありません。